

1 日 時 令和2年(2020年)10月26日(月) 14時00分~17時00分

2 場 所 十勝総合振興局 4AB会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)	
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)	
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)	
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)	
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)	
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)	

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課長	田島 誠也
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	西村 日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「100満ポルト釧路店」(釧路町)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「ニトリ中標津店」(中標津町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

○ 駐車場出入口について

- ・ 入口②から入庫する車両と飲食店のドライブスルーを利用する車両が交錯する危険性があるのではないか。

入口②とドライブスルー出口との間には大きな集合看板があるため、ドライブスルー出口から入口②の前を通過して出口②方面に進行することは困難であることから、必然的にドライブスルー出口から右折方向に進行すると考えている。

万が一、入口②周辺において混雑が生じた場合は、ドライブスルー出口から右折方向に進行するよう案内表示(路面標示又は看板)を行う等の対策を講じることを確認。

- ・ 出入口③、入口④、出口④の周辺は冬季堆雪場となっており、各出入口から入出庫する車両は雪山による視界不良や通行に支障がでるのではないか。

各出入口及び車路の視認性を確保するため、出入口付近を避け店舗裏側に堆雪することで、来客車両に配慮することを確認。

○ 駐車場内について

- ・ 身障者・高齢者用の駐車マスが少ないのではないか。これからの時代の安全に使いやすい店づくりといった点から増やした方が良いのではないか。また、図面上では、高齢者用の駐車マスが一般車両用の駐車マスと同じ大きさに見えるが実際はどうか。

車いす用駐車マス(身障者・高齢者用駐車マス)は一般駐車マス2.5m×5.0mに対して、3.75m×5.0mの9台(アークス側に5台、ホームック側に4台)を確保しており、バリアフリー

法で定められている確保すべき台数を満たしている。

ご指摘のホームマック側の車いす用駐車マスに隣接している駐車マス2台分については、一般駐車マスと同等の大きさであるが、身障者・高齢者を始め、妊婦やベビーカー利用者等を含めた、配慮が必要な来客者が利用できる駐車マスとして設定した。今後、安全で使いやすい店づくりといった観点から駐車場利用者の状況を見極め検討していくことを確認。

・当該店舗はホームセンターであり大きな荷物を台車で車まで運ぶことが多いと考える。歩行者の安全を確保する観点から、駐車場内にも警備員を配置し、店舗入口から車までの誘導を検討する等の安全対策が必要ではないか。

繁忙期等の混雑が予想される場合は、駐車場出入口だけではなく、駐車場内にも交通整理員を配置し、来客車両が円滑に駐車できるよう誘導すること、更に駐車場内の混雑により歩行者に危険が生じる可能性がある場合は、店舗従業員が店舗入口から車までの誘導を行うなどの対策を講じていくことを確認。

○ 駐車場整備台数について

・駐車場台数の算定は、大型ホームセンターの実情を考慮し独自の算定方法で算出した台数となっており指針台数以下であっても問題ないとするのはいかがなものか。飲食店等の併設施設の駐車台数も指針台数の内数となっているため、駐車待ちの車で溢れてしまうことが懸念される。

DCM ホームマックでは、平成11年の北見市の「北見三輪複合商業施設」の新規出店以降、指針で示されている「特性により指針算定台数を用いることが不適当な場合に該当する店舗」として、既存類似店のデータを元に算出した駐車台数にて整備、直近では、平成29年の旭川市の「DCM ホームマック永山2条店」の新規出店、令和元年度の留萌市南町の「留萌ショッピングセンター」の既存店舗の駐車場削減等、全道で同様の手法で計画し整備している。、既存店舗では、駐車場台数不足による駐車場内の混雑や、渋滞等による来客者及び近隣住民からの苦情等はこれまでになく、円滑に駐車ができていくことを確認。

また、当該店舗の周辺地域に立地しているショッピングセンターJAM星が浦は、ホームマック・フクハラを中心とした、飲食店や金融機関などの併設施設を含む当該店舗と同規模の施設であり、平成7年12月（立地法施行以前）の開店以降、指針駐車台数639台に対して567台で営業を続けているがこれまでに駐車台数が不足するような混雑等は発生していない。さらに、当該店舗の周辺地域にはイオン釧路昭和店、ショッピングセンターJAM星が浦、釧路昭和中央複合商業施設、トライアル川端店、ユープさっぽろ新橋大通などの大型複合店舗やスーパー等の競合店があるため、来客が集中することはないと考えられ、以上のことから、駐車場台数の不足等は発生しないものと判断。

対応策としては、当該店舗の従業員駐車場及び堆雪場所として203台準備しているが、常時出勤している従業員数は60-70人程度であることから、イベント等により混雑する場合は、従業員駐車場の一部を開放する、冬季の混雑予想日前には、除排雪を行い可能な限り堆雪場を開放できるようにする等の対策を講じること、繁忙期等に駐車場内の混雑が発生した場合は、交通整理員を配置し来客車両が円滑に駐車できるよう誘導することを確認。

・駐車場台数の算定根拠としている既存店舗のデータについて選出基準は何か。また、GW時期を最繁忙期としている理由はないか。

当該店舗面積と同程度の事例を選定。DCM ホームマックは、毎年、駐車場の利用状況を把握するため、いくつかの既存店舗を対象に駐車場利用状況データを調査しており、その結果年間で来客数が最も多い時期がGWであることを確認。

○ 交通関係について

・店舗周辺のアイスアリーナ側に抜ける道路（鳥取北3線1）の交通量が、ピーク時で9台/時間となっている。アイスホッケー等の試合が開催されている日は非常に混雑するが、対策を検討する必要があるのではないか。

遠方からの来客者は移動速度が速い幹線道路を利用する傾向がある。当該店舗周辺は他店舗やスポーツ施設及び公園などが多く人口密度が低いことから、この道路を使う来店客は近隣住民と設定していることから、このような予測結果となっている。敷地内のスーパーマーケット（スーパーアークス）開店後、アイスアリーナで試合が開催された際に、店舗周辺の道路が混雑すること

や来客者からの苦情は一度もなかったことから、周辺交通への影響は少ないものと考えていることを確認。

店舗の繁忙日やアイスリーナ等の行事が重なる際には、交通整理員を配置し、幹線道路を利用して帰宅する経路を案内すること、チラシにて幹線道路を利用する経路を案内することを確認。

・交通標識について、遠くからでも見やすい表示にはどうか。

看板はより機能的なものとなるよう検討することを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

店舗と駐車場の間の長い車路には、DIY 棟前の 1 箇所しか横断歩道がない。端の方に駐車した場合は、歩行者はどこを歩いて店舗に行くのか。歩道は店舗側にしかない、これだけ長い駐車場にもかかわらず 1 箇所しか横断歩道がないのは危険ではないか。先ほどの説明で、北見市（三輪）の店舗の話もあったが、同じように広い駐車場であり危険を感じていたところ。店舗前の車路が長いことからスピードを出す車がいることも考えられる。駐車場内の歩行者の安全対策に対する考え方を確認したい。出入口②付近に駐車した場合は、車路を歩いていくことになるのではないかと、歩行者の動線が確保されていないのではないかと。北見市（三輪）の店舗では、2,3 箇所横断歩道があったと記憶している。

(部会長)

出入口①②の近くにもあると良いのではないかと。

(A 委員)

スーパーマーケット棟前には横断歩道がないため、その前に駐車した来店客は、車路を横断することになると思う。面積が小さい施設であればまだ良いかもしれないが、これだけ車路が長い施設では、スピードが出て危険と考える。海外では、スピードハップがついているケースが多いが、その位広い施設であるとする。

(B 委員)

帯広にも、ジョイフルエーカー等広い駐車場がある。このような店舗では、大量に購入し買い物カートを押して駐車場まで運ぶケースがある。特に高齢者の方はカートで運びたいと考える筈。多くは店舗近くに駐車するのではないかと。そういったことから、前回の事務的説明ではそのような方への安全確保について確認をさせていただいた。先ほどの回答では、意見なしとして答申することはできないのではないかと。疑問に思っているのはこの審議会の役割。我々は意見を出しているが、単純に法的に問題ない、で済んでしまうと、この審議会は何なのかということ。先日の都道府県意見前に開店してしまった北見の案件のようなことがおこってしまう。店舗側の指針・方針だけで進めてしまう、ということであればこの審議会は何の意味もない。

これから高齢化社会を踏まえて、本当に安全対策は大丈夫なのか、ということ。意見なし答申できるのか、については今の時点では無理だと私は思う。弱者対策の意見を出してはいけないのか、いけないのなら言わない。遠方から集まって議論している意味は何なのか。

(部会長)

これまでもすべて意見なし、で通ってきたわけではない。ここで色々議論していくことが大事である。今回は本審議となるが、歩行者の安全対策について意見を出すことは可能。

(事務局)

「意見あり」として答申する方法や意見なしとするが、配慮事項として振興局長名で通知を出す方法等もある。審議会の中でどのような内容で答申するか、事業者側へ通知するかを議論していただければと考える。

(部会長)

「意見なし」とするが、留意事項として通知したことは何回かあると認識。

(事務局)

振興局長名での通知をしない場合においても、審議会で出た意見はすべて事業者側に伝えている。

(C委員)

審議案件概要の説明の中で、本届出の変更前の届出時の審議会（スーパーアークス・平成30年10月届出・平成31年4月答申）において「意見なし」であったとの説明があった。変更前の届出の答申で意見なしとした場合、変更の届出は、その前提で検討されると思われる。本案件は、これだけ安全対策について意見が出ているので、審議会として「意見なし」として答申するのは無責任になるのではないか。

先ほどの説明の中で、身障者用のマスについては3.75m×5mとのことであるが、駐車場中央部の高齢者マスは通常のマスと同じ寸法ではないのか。

(事務局)

高齢者専用ということではなく、配慮が必要な方が優先し駐車して欲しいとの設定である。

(C委員)

そのようなことであれば、路面標示しない方が良いのではないか。身障者マスが駐車中に高齢者が入ってくると逆に危険になると考える。

場内の横断歩道の件について、わざわざ横断歩道があるところまで回ってくることは考えられず、来店客の多くは車路を横断する筈。

駐車場整備台数については、類似店舗比較基準がわからない。周辺に店舗が多い事から来客が集中することはない、とのことだが、例示いただいた店舗は周辺とは言いがたい距離にあるものもある。通常時の従業員数から、混雑時は従業員駐車場を開放する、とのことだが繁忙期にはアルバイトを増やすことはないのか。季節的な従業員増に対応できるのか。

アイスアリーナ側からの来客予測について、変更前の届出の際に「意見なし」だったため記録に残っていないかと思うが、一番混んでいるときのデータを使わなくて良いのか。

法律の趣旨は、開店後も周辺住民がこれまでの環境を享受できるように配慮する、ということと思う。対策等について再検討をお願いしたい。

(部会長)

C委員ご指摘のアイスアリーナ側のピーク時（9台/時）交通予測の話や類似店舗から算定するといった話は、これまでの案件でもあったと思うが、振興局としては届出としては受理せざるを得ないのか。現実と指針があっていない点については、親会議でも前部会長も強く言っているが変わらずもどかしさがある。指針が変わらない限り、意見は出せるが以降の届出の内容に反映するのは難しいのか。ピーク時9台という通行量には疑義があるので再調査できるものなのか。審議会で意見を出しても次の案件で反映されないのであれば堂々巡りになってしまう。

(事務局)

届出段階では、法律・指針に基づき確認を行うが、その地域に限定した事情までは法律上は規定できない。先ほどC委員が言われたスーパーアークスの届出の際には、委員からアイスアリーナでイベントがある際の混雑について指摘をいただき、当時振興局が現地確認を行いその内容を本審議の際に報告し、それなら問題ない、ということで答申いただいた記録が残っている。

よって審議会でいただいた意見を踏まえ、必要であれば事務局で現地確認等を行い、委員の皆様の不安や疑問を取り除くような対応をしていきたい。

変更前の届出の際に問題ないとされた内容であっても、変更により心配な点があるのであれば、意見を出していただければと考える。届出の段階でこれまでの皆様の意見を踏まえることが出来れば一番良いのだが、全国一律の指針で行っていることから、地域性による考慮が必要な部分は審議会の中で確認していくしかない。

(部会長)

先ほど言われた経過説明が、事務的説明であればよりスムーズになると考える。

(A委員)

北見の店舗の場合は、店舗入口ドア前にはすべて横断歩道がある。駐車場側も歩行者帯がある。今回の届出と同じホームマックで問題認識があったため、そのようにしていると思う。しっかり配慮している店舗がある。今回、建物が2つ並ぶことになり駐車場が広がるわけだから、しっかりとした対策が必要。提案としては、駐車場内には歩行者帯、横断歩道を設けること。店舗前の車路は幅員が8メートルあるので難しくはないのではないかと。

(D 委員)

先ほど事務局が言われたことがポイントだと思う。この審議会で計画段階で不安なところは意見を出していくこと。

私が考える問題点は、今後テナント未定である飲食店が進出してきたときに、もっと混雑する可能性がある点。そのような心配な点は審議会で意見を出し、必要に応じて所管する振興局で状況を確認していく、これが一番重要ではないか。近隣住民・お年寄りにとっては、近所に店舗ができることはより利便性が向上する面もある。反面できたことによって危険性が増すとすればよくない。そのバランスをとって意見をしていくのがこの審議会の役割と考える。交通整備員を配置しますというフレーズ、商工会議所でもイベントを実施する際に、関係機関との協議で危険性が指摘される際には交通整理員の配置を説明することがあるが、今は簡単には人が集まらない。急に増員を要望しても断られるケースが多いと聞いている。書くのは簡単だが、本当に担保されるのかという点は確認すべき。もしくは付帯意見として伝えていくのが重要かと思う。

(E 委員)

出入口③④の冬季堆雪について、店舗裏側へ堆雪するとの説明であったが、これはホームック店舗近くの三角地帯に、ということが良いか。

(事務局)

店舗のバックヤード側近くに堆雪するとのことのためその認識で良い。

(E 委員)

前回、そこに積むことによって出入口③④から入庫するときに危険ではないかと意見を出した。適宜排雪するとのことだが、安全性は本当に確保されるのか。視認性が悪くなり危険が増えないような運営をして欲しい。歩行者の話で、空いている駐車マスの間を通る際は、ドライバーは周りを確認していると思うが、自分の経験としてヒヤッとしたことがある。指針の見直し等でより安全になれば良いと思った。

(部会長)

歩行者の安全ということで、車路に横断歩道を設置すること、歩行帯を設置するというのを部会の意見として出すということで宜しいか。先ほど高齢者マスの件はいかがか。

(E 委員)

高齢者マスとするなら、幅を拓げるべき。

(C 委員)

高齢者の方が停めなくてはいけないなどと勘違いする可能性や、印があるから広いと勘違いする誤解が生まれる可能性があるため、安全性を考慮するなら再検討すべき。

この案件については、駐車場の安全性について今一度設置者に確認するべきと思う。

(部会長)

答申について、意見ありとするか、付帯意見とするか、または、事業者へ今一度確認した上で本審議を行うか、いかがか。

(C 委員)

事務的説明での確認事項等について、振興局には色々調べていただいたが、安全性に関して危惧する意見が出ているため「意見なし」ではない方が良い。これから先更に変更があった際に、意見がなかったから大丈夫だとなってしまうと、また同じことの繰り返しとなる。意見ありのほうが良いのではないか。

(A 委員)

本審議で答申しなかったことはあるか。

(事務局)

希ではあるが実績はある。

(A 委員)

この程度で大丈夫だろう、あとで多少指摘が出てくるだろう、程度の認識で届出が出されると審議

会の意味がわからなくなる。ホームマックは北海道を代表する事業者なので、しっかり対応して欲しいと考える。店舗ができるのは地域住民にとって良いこと、それを否定するのではなく、より良い、これからの時代にあったような店舗作りにつながれば良いと思う。

(D 委員)

付帯意見をつけた通知を出すというのはどうか、ALL or Nothing ではなくて。言い回しは色々あると思うので、メール送付でも良いかと思うが。

(A 委員)

記録が残るようなやり方が良いと思う。

(D 委員)

付帯意見のとして通知した場合は、今後の流れはどうなるのか。意見が遵守されているかの報告は必要と考える。

(事務局)

「意見あり」の場合は、その内容を公告・縦覧する。審議会の答申は審議会名で知事宛に行い、知事はそれを踏まえて意見を通知・公表する。その後は市町村や住民の意見を聞き、それらを踏まえて事業者側へ対応報告を求めることとなる。付帯意見となると、答申としては「意見なし」となるが、こういう理由で意見なしだがこういう対応を求めるということを振興局長名で留意事項として通知する。法律上は事業者から正式な報告を求めるわけではないが、振興局としてしっかり対応しているかの確認をさせていただく。この審議会は議事録は公開しているので答申が出た場合は、その内容を公表している。議論の内容は必ず公表されているし、事業者には伝えている。

(A 委員)

公告・縦覧の手続きとなると開店できないということか。そうなった場合には、果たしてどちらが住民の方にとって良いことなのか、ということ。

(C 委員)

付帯意見とした場合に、事業者はそれを守る義務はあるのか。

(事務局)

義務はない。守っていただきたい、ということ。

(C 委員)

「意見あり」の場合は、誠意を持って対応しなければならないと思うが、付帯意見の場合は事業者の姿勢に委ねるということになる。

(部会長)

帯広市のニトリの案件での事業者への通知は付帯意見であったか。

(事務局)

付帯意見ではなく、法 14 条に基づく報告を求め、それを発端に報告書を聴取し指導したもの。最終的には一定の対応を行っていただいた。

(A 委員)

事業者にとっては、最初から対応していただいた方が楽ではないか。

(C 委員)

事業者に今一度確認を行い、対応策を報告いただくのが良いのではないか。

(部会長)

今回の審議では答申しないということか。

(C 委員)

それもありませんか。これだけ意見が出ているのに意見なし、はないと思う。

(事務局)

「意見あり」にしても「意見なし」にしても全く何もしないの答申にはならない。歩行者の安全に対する配慮についての考え方を事業者を確認して、その内容をメール等で皆様に報告しそれでもまだ疑問であれば、また審議会を開催するか、付帯意見として事業者へ通知して回答を求めるか、今回は意見ありとするのか。歩行者の安全対策について事業者から確認が取れておらず今回は判断できないので再度審議会を行うか。

(A 委員)

まず考え方や対策をメールで確認できるのであればそれが良い。その内容で問題なければ「意見なし」の答申で良いのではないかと。

(事務局)

今一度事業者へ確認の上、その結果を報告させていただく。その内容を見ていただき答申するのかを決定するというところで進めていきたい。

(D 委員)

その必要があると思う。事業者側で是正してくれればそれが一番良い話。

(事務局)

今後の対応としては、駐車場の安全性に関する考え方、店舗前の車路の安全対策について、提案としては横断歩道の増や歩行者帯の設置、配慮が必要な方の広い駐車マスの設定、について事業者へ確認させていただき、その結果を報告させていただく。その結果を基に答申内容を検討いただくこととしたい。

(部会長)

そのように進めていただきたい。

(2) 「100 満ポルト釧路店」(釧路町) の法第 6 条第 2 項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

○ 駐車場内について

・ 来客用駐車マスについて、本届出により、従業員駐車場が大幅に削減されることから、来客用駐車マスに従業員が駐車してしまうことが懸念されるため、従業員駐車場を別途確保するなど、何か対策を検討する必要があるのではないかと。

本届出前は、従業員駐車場・冬季堆雪場にて 135 台設置。出勤人数は多くて 25 人程度であり、従前より余裕を持ったスペースを確保。変更後も、出勤人数は届出前と変わらず、従業員駐車場・冬季堆雪場を 66 台確保するため不足することはないことを確認。

・ 今回新設する倉庫周辺にある来客用駐車マス 4 台分について、出入口を利用する来客車両の動線から非常に近く、入出庫の際に、搬出入車両と交錯してしまうことが懸念される。

荷捌車両の動線付近に設置しているが、車路は幅員が 10m と広く確保していることから、来客車両と搬出入車両との動線が交錯することはなく、円滑に駐車できるものと考えている。万が一、倉庫周辺の駐車マス付近で混雑が発生する場合は、倉庫周辺の駐車マスを削除し、隣の駐車マスを増やす等対策を講じること、繁忙時など、駐車場内の混雑が予想される際は、交通整理員を配置し、来客車両の安全確保に努めることを確認。

・ 出入口付近の 9 台分の従業員用駐車マスについて、店舗から遠く、来客車が停めることが少ないマルハン側の角(図面の 76 番付近)に変更した方がよいのではないかと。

出入口から右に向かう車路は廃棄物の搬出経路としており、搬出車両の動線と交錯する危険性があることから、従業員駐車場及び冬季堆雪場所として設定したもの。

○ 交通関係について

- ・ 国道 44 号線を方向 3 から来店する来客車両は、交差点を右折して木場本通から入庫する動線となっているが、交差点を U ターンして入庫する来客車両があるのではないか。

平成 31 年 3 月以前は、木場本通が未開通であり、国道 44 号線に面する出入口のみであったことから、交差点で U ターンし入庫する車両が多く見られたが、これまでに事故の発生報告はない。現在は木場本通が開通し出入口が出来たことから、交差点を右折し木場本通側出入口から入庫することが可能となったため、U ターンする車両は非常に少なくなっていることを確認。

○ 荷捌施設関係について

- ・ 本届出で増設する倉庫について、搬出入用のシャッターが付いているが、ここからトラック等の搬入車両が出入りすることとなると思うが、来客車両との動線に配慮されているか

搬出入車両は、駐車場内の来客自動車車路を走行し当該車路で転回して荷捌施設に停車するが、転回時は運転助手による誘導で安全を確保することを確認。当該車路は 13.3～17.05m と広く、荷捌き作業の際の車両駐車時においても 7.3m の車路を確保できることから来客自動車の動線は十分に確保、また搬出入車両は中型トラックが最大で 6 台/日程度、1 時間当り最大で 1 台のペースで到着するが、荷捌施設は中型トラック 2 台分のスペースを確保しているため荷捌き車両が起因する駐車場内の混雑は発生しないと考えている。

○ その他

- ・ 本届出で届出書の店舗図面に記載されている×印は何を意味するのか。

駐車場照明灯で、電柱状のものに照明器具が設置されているものであることを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

今回の変更は、施設の増改築ではなく、使用用途の変更ということか。

(事務局)

倉庫を増設し、倉庫として活用していた部分を店舗とする案件。

(C 委員)

新設する倉庫付近の 4 台のマス減らし、隣のマスを増やすとのこと、倉庫側に増やすと出入口の延長線上にかかるが、いかがか。

(事務局)

木場仲通側にマスを増やすことを検討する。

(C 委員)

その場合は、その部分の車路が狭くなるのではないか。幅員が広いということであれば今のままで良いのではないか。

また、先ほど説明のあった 9 台分のマスについては、出入口が近いため、ここに堆雪すると見通しが悪くなり危険という点を指摘しているがその点は考慮されているのか。

届出書では従業員駐車場と堆雪場は同じ表記になっていることから実際にどのように使うのかが判らない。出来れば別の表記の方が判りやすい。

(E 委員)

9 台のマスの指摘に関して、運搬車両と動線が交錯する危険があるということは納得したが、出入口近くを無理に堆雪場にする必要はないと考える。

国道 44 号線側にミスターコンセントの建物があり、その付近には車椅子の方が停める駐車場がないが不要なのか。また 100 満ボルトからミスターコンセント棟に行きたい方の動線はどうなるのか、

建物は繋がっているのか。その辺の配慮はどうなっているか、が気になる。

(部会長)

他に発言はないか。

なければ「100 満ボルト釧路店」の変更の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申すること
で良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(3)「ニトリ中標津店」(中標津町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より、案件概要 及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

○ 荷捌き施設で搬出入を行う車両について

中標津警察署との協議の中で、「荷捌き車両の国道への出庫時に道路に対して直角に停止できない
ため、安全確保に懸念がある」との指摘に対し、大型車両(10t)の進入は開店前の8時~9時と
し対応しているとのことだが、8時半から来店者の駐車場への入庫が可能となっているため、重な
る時間があり対応が不十分。

大型車両の出庫時直角停車については、客用駐車マスのスペースを旋回することで可能となる。
大型車両の出入りに関しては、来客が駐車場を利用することが出来る時間帯以前に荷捌き作業を
実施する予定であるが、作業の進捗等により、時間が超過しそうな場合には、店舗従業員が大型車
両の旋回範囲以外での駐車を来店客に案内するとともに、出庫時に荷捌き車両の誘導を行うこと
により安全を確保することを確認。

○ 駐車場の台数について

指針に基づく必要駐車台数110台に対し、計画されている駐車場数(40台)があまりにも少ない。
他の店舗との比較により計画数で収まることが示されているが、比較対象が2件では十分な検討が
行われたとはいえない。仮に常時110台まで必要が無いにしても、110台に近づける努力は必要で
あり、さらなる対応が必要。

ニトリの店舗業態は面積あたりの来店者数が一般小売店舗と比較して極端に少ない業態である
為、本計画の必要駐車台数の算出については大店立地法指針に記載のある「特別な事情」により、
類似する既存店2店舗(計画店舗規模、市場規模、周辺商圏人口、立地の類似性店舗を選定)の来
店客数実績を根拠として算出。結果、届出台数(40台)は必要駐車台数(34台)に対し余裕を持
たせた台数を計画したもの。

中標津店の商圏について、1市4町を対象とすべきではないか、との指摘については、1市4町
の人口は74,171人(令和元年9月末時点)、比較対象店舗とさせていただいた岩見沢店及び大館
店の30分圏内での人口と比較しても少ないことから、休日平均の日来店客数原単位が上回るこ
とは考えにくいいため、岩見沢店・大館店の休日平均の日来店客数原単位の高い方を算定の根拠として
いる。

開店時や売り出し時についての不足の懸念については、従業員駐車場を35台準備する想定だが
が、従業員の利用は最大でも15台程度を見込んでおり、残りの20台分を開放、更に堆雪用ス
ペース(17台)についても降雪期においては除排雪を行い安全を確保した上で解放することを検討
することを確認。また、これにより、荷捌き施設前の細い車路を来店車が通行することとなるた
め、搬入車両の荷捌き所への入庫・出庫の際は従業員等による誘導を徹底し安全に走行できるよ
うに配慮することも確認。

<商圏人口の比較>

各店舗における時間商圏比較は、以下のとおり。

【実走による時間商圏比較】

① 中標津店	10分圏	2.3万人	20分圏	2.8万人	30分圏	4.2万人	<u>1市4町7.4万人</u>
② 岩見沢店	10分圏	7.1万人	20分圏	9.0万人	<u>30分圏</u>	<u>14.0万人</u>	
③ 大館店	10分圏	5.4万人	20分圏	6.1万人	<u>30分圏</u>	<u>7.8万人</u>	

- 駐車場周辺について
届出書 P. 26 施設配置図内の緑色に着色している箇所は何を示しているか。凡例が示されていない。
(緑地なのか。) また、住宅等との境界付近には全て縁石等を設けるのか。

緑地を計画していたが余白スペースとなる予定。緑地は建物東側に別途確保、敷地境界には縁石を設置することを確認。

- 身障者用の駐車スペースについて
届出書 P. 26 施設配置図には、1台設置されているが、当該スペースの利用者が複数となった場合など、身体障害者等への更なる配慮について考えはあるか。

バリアフリー法の基準に基づき1台を計画しているが、お客様の利用状況やご要望等をお聞きし、より来店しやすい環境を整えていくことを確認。

- 出入口①からの出庫について
出入口①では、出庫が左折のみとなっており、右折出庫禁止の看板が設置される旨、警察署との協議の中で示されているが、看板の設置に当たっては、利用者にその趣旨が伝わるよう最大限の努力をされたい。

来店者に趣旨が伝わるよう看板を設置することを確認。(看板イメージを提示)。

- 廃棄物について
観葉植物などの取り扱いはあるのか。ある場合は売れ残った際の処分方法について確認してほしい。

生きた植物の取り扱いはないことを確認。(フェイクグリーン、造花の取り扱い)

イ 質疑・確認

(部会長)
委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(E 委員)
大型搬入車と来客車の時間が重なる件について、従業員の誘導等で安全を確保すると回答いただいているが、旋回範囲にコーンを置いて物理的に駐車できないようにする等の対策があれば良かったと考える。

(事務局)
旋回範囲に重ならない出入口①と出口①の間に誘導する。

(E 委員)
その場所に収まらない程の来店客があった場合は。

(事務局)
旋回範囲に停められないように対策する。

(A 委員)
バリアフリー法で50台に対して1台身障者用の駐車マスが必要とのことであれば、指針は110台なので3台必要ということにならないのか。40台は大店立地法の指針台数ではなく、ニトリの解釈ではないか。

(事務局)
バリアフリー法は実台数を基にしているものと認識。委員のご意見は大店立地法における指針台数が110台なので、その台数に基づき設置すべきではないか、とのご意見と理解。

(A 委員)

必要に応じて対応するとのことであるので、必要な際は対応願いたい。

(C 委員)

届出書図面の大型車両と思われる絵の記載があるが、これは何トントラックの大きさか。

(事務局)

10 トントラック。10 トン車の場合是一般の駐車マスにかかってしまうが4 トン車以下であれば問題なく旋回可能。

(C 委員)

10 トントラックでの搬入時は来店客が物理的に駐車できないような対策が必要ではないか。従業員による誘導は難しいと思うので事業者伝えて欲しい。

(B 委員)

前回の事務的説明で議論となったが、大きな家具を扱う店舗にニトリは入るのかということ。大きな家具も扱う小売店という定義なら理解出来る。今のニトリは大きな家具を主として扱う店舗なのか。ホームックもニトリも、この指針を盾に駐車台数を算定しているがそれで問題ないのか。私は今のニトリは大きな家具を主として扱う店舗ではないと思う。生活用品を多数売っており、それを購入する人がたくさん来店されるのではないか。家具店だから駐車場台数は少なくても良いというニトリの回答。この駐車場は、1 回入ったら、すぐに出ることが出来ず使いづらいと思う。前回 F 委員はニトリは家具店ではないと言っていたが、家具店であるとの説明。振興局の解釈として、ニトリを特例として扱うことについて、どう考えるのか。

(事務局)

事業者側も当局も届出提出、受理に当たっては、国の指針の解説本を参考としている。その中で大きな家具を主として扱う店舗は特別な事情に該当し、類似店舗のデータを使用することが妥当であると記載されている。現在のニトリはご指摘のとおり家具以外も扱っているが、家具を扱っている店舗であることは事実。家具店は類似店舗のデータを用いてよいとなっていると理解している。ベッドやソファは1 つ1 つ品物が大きいため、必然的に店舗面積が大きくなり、必要台数が実際の来客よりも多くなることを考慮するもの。

(C 委員)

雑貨と大型家具の床面積の割合はどうなっているのか。家具が1/3 なら大型家具を主として扱う店舗には当たらないのではないか。指針の中で線引きされていけば考えやすい。どのくらいの頻度で行くのかということ、例えば楽器店が出来たからと言っても頻繁に買い物にはいかない。日常的に買い物に行くのかどうかということが考える指標として必要なのではないか。

(事務局)

以前は家具を専門に扱う店舗だったと思うが、ニーズに合わせて商品も変わってきたと思う。

(部会長)

指針台数からかなり少なく設定しているため、事後の確認が重要と考える。

(A 委員)

類似店舗をあげているが、岩見沢、大館とは周辺環境が異なるため、単純に比較するのも難しい。事後の確認を行い、しっかりとフォローアップしていけば良い。感覚的には、日常的にニトリは駐車場が不足しているイメージがある。

(E 委員)

売り出し時などは、臨時の駐車場を設ける予定はあるのか。

(事務局)

現時点では予定はない、40 台に加え、必要に応じて従業員駐車場等を解放する考えである。

(D 委員)

図面を見ると停めづらそうな駐車場とを感じる。停めやすいところから停めると思うが、混んでいる場合は敬遠すると思う。親会で、消費者行動の変化など考慮して今の指針が本当にマッチしているのかという点を伝えてほしい。例えばドラッグストアは今や薬ではなく生活用品をたくさん売っている。事業者も消費者行動にあわせて商品を構成している。今年から参加した身だが、この法律は変化に追いついていないなというイメージは持っていた。指針が変わらないと、いくら意見言っても仕方ない面もあると思う。

(部会長)

今のご意見は親会で報告する。

他に発言はないか。

なければ「ニトリ中標津店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり